

千葉市条例第 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31  
年千葉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第8条第2項の規定に基づき支給事由の生じた費用弁償については、なお従前の例による。

~~~~~

議 案 説 明

議会の議員が議会の会議等に出席した際支給される費用弁償を廃止  
するため、条例の一部を改正しようとするものであります。